

小樽市公園愛護会活動要領

はじめに

日頃から公園愛護活動にご尽力いただきありがとうございます。

小樽市には、現在93箇所の公園・緑地があり、これらは散策、遊び、スポーツなどのレクリエーションの場や自然と触れ合う機会の提供など、子どもから高齢者まで幅広い年代の心身のリフレッシュや健康の増進に寄与し、また、良好な環境保全、景観形成、災害時には避難場所になるなど、多様な役割を果たしている公共施設です。

小樽市では、昭和58年から地域の皆さんに公園愛護会を設立していただき、公園の維持管理をしてまいりましたが、より多くの方に公園愛護会に参加いただくため、令和4年7月公園愛護会設立要綱を一部改正し、市民団体や企業など多様な市民も参加する公園管理体制の構築を目指してまいりたいと考えております。

この要領は、円滑な公園愛護活動を継続できるよう必要な情報をまとめたものです。是非ご活用ください。

(令和4年7月)

1. 公園愛護会活動とは

公園は、レクリエーション、環境保全、景観形成、防災などの多様な機能があり、子どもから高齢者まで幅広い年代が利用する身近な公共施設であるため適切な維持管理が望まれています。

このため、小樽市では1983年（昭和58年）に公園愛護会制度を創設し、公園内の清掃・除草・施設破損時の連絡等の活動をお願いし現在、40を超える公園愛護会が活動されています。

2. 公園愛護会への支援

(1) 活動用具等の物品の貸出、支給

草刈機貸出・草刈機燃料支給・ゴミ袋支給・刈草回収

(2) 公園愛護活動を支援するための相談・情報提供

公園愛護活動を行うために必要な相談・情報提供については、公園緑地課が相談窓口となって支援します。

(3) 報奨金

公園愛護会報償金は年に一度、公園面積に応じてお支払いします。

3. 令和4年7月の公園愛護会設立要綱の改正内容

これまで公園愛護会は、「公園の地域住民をもって構成する」としていましたが、より多様な市民の方に参加いただけるよう以下のように改正しました。

【改正前】

(愛護会の構成)

第3条 愛護会は公園の地域住民をもって構成するものとし、一公園につき一愛護会とする。

【改正後】

(愛護会の構成)

第3条 愛護会は公園の地域住民をもって構成するものとし、一公園につき一愛護会とする。
なお、学校、福祉団体、市民団体、その他の法人も構成することができる。ただし、政治団体、宗教団体及びこれらに関連する団体は、公園愛護会を構成することができない。

4. 愛護会活動の内容

(1) 清掃

ごみが落ちて汚れている公園は、ごみを捨てやすく感じられるため放置すると増加し続ける場合もあります。公園愛護会の皆さんにこまめに清掃していただくことによって、明るく安心して利用できる公園になっていきます。

① 公園愛護会活動ごみの取扱いについて

公園愛護会活動によって集められた可燃・不燃ごみについては、ゴミ袋の提供や、ごみの回収の支援を行っております。

② ゴミ袋の提供及びごみの回収の支援の申請方法

公園緑地課まで、ごみの集積場所をご連絡ください。

(2) 除草

草刈機で除草を行う場合、落ちていた石などを予め取り除き周囲の安全を確認しながら、無理なく行ってください。

地域に活動を周知して応援を募り人数を掛けて短時間に終わるようにすると効率的です。

刈草の回収は、毎週火曜日に行いますので月曜日（休日の場合は前の週の金曜日）までに公園緑地課まで、集積場所をご連絡ください。

(3) 遊具等の公園施設の点検及び破損発見時の連絡

公園内の遊具やベンチなどが、いたずらなどで破損したり、照明灯の玉切れや水洗トイレが詰まっていることがあります。市では、随時巡回していますが、複数の案件に対応しながら回るため、発見が遅れてしまう場合があります。

公園愛護会活動の際に、公園施設の破損等を発見されましたら、公園緑地課までご連絡をお願いします。

なお、状況によっては応急処置（張り紙での危険告知など）をお願いする場合があります。

(4) 植物の育成管理（かん水(水やり)等)

公園愛護会で管理している花壇や、真夏の日照りが何日も続く場合、植栽に公園の水道などを活用して水やりをお願いいたします。

5. 愛護会活動を持続させるために

(1) 広報活動

「この公園は公園愛護会で管理しています。ご興味がある方はご一緒にどうぞ」と書いた紙を貼るなど、活動予定についても広報を行いましょ。

地域の人たちが公園の手入れをしていることがわかると、公園内のいたずらが減るという効果も期待できます。

活動中の広報も重要です。公園愛護会を知らない方は、公園は市が管理しているという意識があり、せっかくの活動の成果が地域に十分伝わらないことがあります。誰が行っているのかをのぼり旗を使って広報をしましょ。

また、活動期間後に活動実績をまとめて、回覧板などで紹介しましょ。

広報によって公園愛護会活動に興味を持ち参加者が増えることや、通りがかりの人からありがとうございますと声をかけてくれるようになったり、活動に参加する人が増えるという効果も期待できます。

市では、公園愛護会の活動を知らせるための「公園愛護会活動中」ののぼり旗3本を用意しています。随時公園緑地課で貸与いたしますので、是非ご活用ください。

6. 行政への手続き・報告

【提出書類】

1年間の活動の報告書を提出していただきます。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

① 収支決算書の記入方法

収支の項目については、あらかじめ記載されている項目名に基づいて記入してください。記載されている項目以外の項目があれば空欄に適宜ご記入ください。

<収入>

項目	記載内容
収入	小樽市からの公園愛護会報償金の金額を記入してください。
前年度繰越金	前年度の愛護会会計の繰越金がある場合は、その金額を記入してください。
地域団体からの繰入	町内会・自治会等からの繰入金がある場合は、その金額を記入してください。
寄付など	個人や団体からの寄付があった場合は、その金額を記入してください。

<支出>

項目	記載内容
道具類代	清掃用具、剪定バサミ、花壇の材料など活動で使う道具類の費用を記入してください。花苗や球根も含まれます。
賄い費	活動時の飲み物や茶菓子代があれば記入してください。
雑費	交通費やコピー代、通信費等があれば記入してください。
その他	軍手、マスク、タオル、医薬品など活動で使う消耗品を購入した場合は記入してください。

※必ず、収入の合計と支出の合計が一致するよう確認をお願いします。

【その他書類】

(1) 変更届出書

公園愛護会長や役員の変更、規約の変更があったときに提出します。

規約の変更がある場合は、規約もあわせて提出してください。

(2) 解散届

公園愛護会が解散するときに提出します。

7. 公園愛護会報償金

公園愛護会報償金は公園愛護活動に対する謝金として支払われます。

報償金額(年額) = 1公園につき1万円 + 公園面積1㎡当たり8円

(1) 公園愛護会報償金の使途

公園愛護会報償金は公園愛護会の活動に対する謝金としてお支払いするもので、使途は限定しておりませんが、公金という性格上、適切な執行をお願いします。

以下は、使途の主なものを例示したものです。

※「×」の内容の使い道は避けてください。

※提出書類の記載事項に偽りがあつたり、その他不正行為があつた場合は、すでに報償した報償金の全部又は一部を返還していただく事があります。

- ①公園愛護会での研修や勉強会などの費用 ○
- ②忘年会など公園愛護活動とは関係のない経費 ×
- ③公園愛護会での会議やイベントなどの費用 ○
- ④個人的な物品の購入 ×
- ⑤軍手、救急箱などの消耗品 ○
- ⑥参加する団体・個人への謝礼的な支出 ×
- ⑦ほうきや熊手、剪定ばさみなどの道具・用具 ○
- ⑧政治団体、宗教団体への支払い ×
- ⑨花壇の花苗や球根、肥料、用土 ○
- ⑩葬式の香典や行事への協賛金 ×
- ⑪活動の際の缶・ペットボトルなどの飲み物代 ○
- ⑫公園愛護会主催の行事 ○
- ⑬会議打ち合わせの資料作成費用や茶菓代 ○
- ⑭行政との連絡に必要な切手、電話、交通費 ○

公園愛護会支援等について(Q&A)

◇ 公園愛護会報償金について ◇

Q 公園愛護会報償金の使い道は？

A 小樽市から支払われる報償金の使途は、「活動中の飲み物代」、「会議費(お茶や茶菓子を含む)」、「活動用物品」、「花苗や球根」、「通信費」を主としてください。

Q 公園愛護会報償金の使い道として妥当でないものは？

A 「会議などのお茶やお茶菓子以外の飲食費(例えば忘年会費としての使用)」、「参加者への分配金」、「他の団体への資金の流用」、「公園愛護会活動以外の費用の流用」は報償金の使途としては認められません。

◇ 支援について ◇

Q 花苗は市から支給してもらえますか？

A 花苗は公園愛護会報償金を使用し各公園愛護会で購入してください。

Q 草刈機を市から貸し出してもらえないか？

A 市から草刈機の貸し出しと燃料の補給も行っています。

Q 愛護会活動で使用する草刈機に給油してもらえないか？

A 市の草刈機以外でも、愛護会活動で使用する機械には燃料を補給します。

Q トイレの外壁の塗装が色あせているので、塗装しても良いか。

A 塗装については、公園愛護会の活動内で行っていただいてもかまいませんが、必ず事前に公園緑地課にご連絡ください。

◇ その他 ◇

Q 公園愛護会で花壇の設置は可能ですか？

- A 花壇を新しく設置する際は、公園緑地課に申請してください。
- Q 公園愛護会の活動状況などを広く地域の方に知ってもらいたい。
- A 公園愛護会の活動状況・内容を広く地域の方に知っていただくことは、大変意義のあることです。市ホームページでも、活動内容を一部掲載していきますが、SNSで情報発信されている団体もありますので、参考としてください。
- また、「公園愛護会活動中」ののぼり旗を希望に応じて貸与いたしますので、是非ご活用ください。
- Q 児童遊園を愛護会で除草したので、草の回収をしてほしい。
- A 児童遊園や帰属地についても刈草の回収を行っていますので、公園緑地課まで御連絡下さい。

8. 保険について

(1) 賠償保険

公園愛護会活動で草刈中に石が飛び人にケガをさせた或いは車のガラスを破損したというような活動中の事故に対して、保険制度が適用されることがあります。

【第三者にケガをさせた場合や器物を損壊した場合】

1) 小樽市が加入している賠償保険が適用されることがあります。

- ①申請～小樽市が市全体の市民活動を対象にして保険に加入していますので、事前の加入手続きは必要ありません。
- ②保険料～市が保険料の負担をしていますので、保険料を支払う必要はありません。
- ③事故発生～公園緑地課までご連絡ください。保険対象の要件を満たしている場合には保険金が支払われます。申請は、事故が起きてから速やかに行ってください。事故発生から30日を過ぎると保険金が支払われない場合があります。

④保険の種類と補償内容

保険金額～身体賠償1名 1億円 1事故 10億円 財物賠償1事故につき2,000万円

(2) 傷害保険

公園愛護会活動の最中に公園内のごみ回収のために潰していた空き缶でケガをしてしまったというような活動中の怪我に対して、以下の保険制度が適用されることがありますので、加入は任意ですが、ご紹介します。

【ご自身がケガをされた場合】

1) 道町連共済

①申請～小樽市総連合町会に町内会単位で加入申請

※町内会活動計画等に愛護会活動が位置付けられていることが必要となります。

②保険料～1人200円/年

※活動される方の保険料が収められている必要があります。(役員のみ加入されている町内会もあるので、確認をお願いします)

③事故発生～小樽市総連合町会へ連絡してください。

④保険の種類と補償内容(活動している人がケガや死亡した場合)

保険金額～死亡見舞金：200万円 障害見舞金：治療に要した費用上限10万円
後遺障害見舞金：最高200万円

⑤対象とならない主な場合

- ・活動されている方の保険料が収められていない場合
- ・本人の故意、重大な過失で起こした事故
- ・町内会の事業活動にない活動中の事故
- ・自宅敷地内での事故
- ・事故によらない疾病の場合
- ・事故発生から180日を超えた場合
- ・医療費の自己負担が無かった場合
- ・交通事故の場合
- ・頸部症候群や腰痛等の場合

2) 福祉サービス総合保障

①申請～小樽市社会福祉協議会

※小樽市社会福祉協議会ボランティア市民活動センターに団体で登録する必要がある。

②保険料～延べ活動従事者×17円

計算例) 1回目参加人数5人 2回目～6回目3人 7回目～10回目5人

$$\text{保険料} = (5人 + 15人 + 20人) \times 17円 = 680円$$

③事故発生～小樽市社会福祉協議会へ連絡してください。

④保険の種類と補償内容(活動している人がケガや死亡した場合)

保険金額～死亡保険金410万円 後遺障害保険金 障害の度合いによる

入院保険日額 3,100円 入院中手術 31,000円

外来手術 15,500円 通院保険日額 2,000円

9. 参考

①用語について

○児童遊園

町会が帰属地や企業が所有する土地に遊具等を市の許可を受け設置し、除草や施設修繕を自ら行う公園で市内には、48箇所あります。

○帰属地

一定の面積以上を住宅用敷地として開発する際、設置が義務付けられる公園・緑地・広場で、市内には100箇所あります。

②助成制度等について

○児童遊園地助成金

町会が児童遊園に遊具などの施設を設置や撤去をする場合に予算の範囲内で費用の2分の1を助成する制度。

市が賠償保険に加入していますので、利用者が施設の異常が原因で、けがをした場合は、公園緑地課まで御連絡下さい。

○花と緑の街づくり助成金

町会等の団体が花などを植栽する場合に1年度につき10万円を上限に費用の2分の1

を助成する制度。なお、連続して2年までの助成となります。

小樽市建設部公園緑地課
令和4年7月